

けいしんだより



平成22年6月18日に利息制限法の一部改正が行われましたが、ご利用の組合員には、新たな負担はなく、当組合が一部を負担する内容です。

「他行ATM利用料が“みなし利息”とみなされる取引の当組合の対応」

みなし利息とは

みなし利息とは、金銭消費貸借に関して、債権者が債務者から受領した手数料等を利息とみなすものです。

他行のATMを利用したときの216円の利用料については、利息制限法施行令第2条に定められた一定の取引(時間外や休日の取引)をすると、このうち「108円がみなし利息」となります。

(この「みなし利息」に当たる108円を、当組合が負担するものです。)

1 みなし利息の発生

組合員の皆様が、他行のATMを利用し総合口座貸越・返済取引、カードローン貸越・返済取引のなかで、ATM利用料が216円の時間帯、即ち、平日の18:00以降23:00まで及び土曜日・日曜日・祭日に、次の条件を満たす取引を行った場合に、108円の「みなし利息」が発生することになります。

(1) 融資となる出金

ア ATMの出金取引により、口座の残高がプラスからマイナスとなる場合で、取引後の残高が-1円から-10,000円となる取引のとき

イ ATMの出金取引により、口座の残高がゼロかマイナスから、マイナスが増える場合で、ATMの取引金額が1円から10,000円までの取引のとき

(2) 返済となる入金

ア ATM入金取引後、当初残高がマイナスからプラスとなる場合で、当初残高が-1円から-10,000円の取引のとき

イ ATM入金取引後、当初残高がマイナスから、そのマイナスが減るかゼロになる場合で、ATMの取引金額が1円から10,000円までの取引のとき

2 みなし利息とならないための当組合の対応

このような「みなし利息」が発生するときは、法令違反とならないよう、当組合が、216円うちの「みなし利息となる108円」をお支払いします。

3 他行のATMご利用明細(シート)の手数料と通帳のATM利用料の表示

他行(ゆうちょ銀行は除く。)のATMレシートや当組合の通帳には、次のように表示されます。

ご利用明細	
取引金額	¥10,000
手数料	¥216
取引後残高	-10,108

(注) レシートの手数料(216円)は、組合員108円、組合108円の支払いとなります。

記帳例				
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
D22-05-10	CD ネット	10,000		-10,000
D22-05-10	ネット利用料	108	組合負担 108	-10,108

手数料216円のうち、108円を当組合が負担した旨が確認できるように、「組合負担***」文言を印字します。

4 キャッシュバック

ATM利用のキャッシュバックは、ATM利用料の改定に伴い、1ヵ月当たり、出金取引で上限216円、入金取引で上限108円となります。